



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年9月4日(金) 号外(第2号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第236号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年9月4日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン（通称名 α -PiHP、 α -PHiP）及びその塩類
- (2) N- { 1- [2-（フラン-2-イル）エチル] ピペリジン-4-イル } -N-フェニルプロパンアミド（通称名Furanylethylfentanyl、FUEF）及びその塩類
- (3) 2-（2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル）-2-メトキエタンアミン（通称名BOD、 β -METHOXY-2CD）及びその塩類
- (4) N-フェニル-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] -2-メチルプロパンアミド（通称名Isobutyrylfentanyl）及びその塩類
- (5) [1-（シクロヘキシルメチル）-1H-インドール-3-イル]（4-メトキシナフタレン-1-イル）メタンオン（通称名CHM-081）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和2年9月5日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。